

2025年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）A日程 入学試験問題

「 憲 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

A県立B高校で文化祭を開催するに当たり、生徒からの研究発表を募ったところ、Q教のある宗派を信仰している生徒Xらが、その宗派の成立と発展に関する研究発表を行いたいと応募した。

これに対して、B高校の校長Yは、学校行事で特定の宗教に関する宗教活動を支援することは、公立学校における宗教的中立性の原則に違反することになるという理由で、Xらの研究発表を認めなかった。

この事例におけるYの措置について、憲法上の問題点を指摘して論ぜよ。

2025年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）A日程 入学試験問題

「 刑 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の設例を読んで、下記の問いに答えなさい。

〔設例〕

甲は路上ですれ違いざま身体が触れたため口論となったVとの間で相互に殴る蹴るの大喧嘩になった。するとその時偶然近くを通りがかった甲の友人乙がこの光景を見かけたため、甲に「どうした？」と声をかけたところ、甲は乙に「助けてくれ。こいつをやっつけよう。」と声を振り絞りつつ呼びかけ、乙はこれを了承して、その後は甲と乙がこもごもVを殴ったり蹴ったりした。結局Vは身体各所に多数の打撲傷や切創、さらには骨折等をも負い、その中のある負傷がもとでVは死亡するに至ったが、その致命傷が乙の加担する前の甲単独による殴打・蹴り上げから発生したのか、あるいは甲と乙が一緒になってVに応戦した際の殴打・蹴り上げから発生したのか、特定できなかった。

〔問い〕

上記の設例における甲及び乙の罪責について、該当する判例がある論点については、平成20年代以降の最高裁判例の見解を踏まえながら、論じなさい

（特別法違反は除く。なお、必ずしもこれら最高裁の見解に従って事案を処理せよという趣旨ではなく、もしその見解に異論がある場合は、簡潔にその理由を示しつつ、自説による解答を試みることを妨げるものではない。）。

以上

2025年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）A日程 入学試験問題

「 民 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

建築会社Xは、資材置き場として利用する目的で、Yとの間で、Y所有の土地甲を月額10万円、期間を10年間として借り受ける契約を締結した（以下、「本件契約」という）。本件契約において、賃借人の債務不履行があれば催告なしに直ちに契約を解除できる旨の特約がなされていたとする。以下の設問にすべて答えなさい。なお各設問は独立しているものとする。

（設問1）甲を借りて5年目の時点で、Xは他により適当な資材置き場を確保できたため、甲に1年ほど資材を置いていなかったが、資材量が増えた時に備えて本件契約は継続し、Yに賃料を支払っていた。Xが再び甲を利用しようとしたところ、近所で看板業を営むAがYに無断で未使用看板や廃材の保管場所として甲を使用していることが判明した。Xが甲の隣地の住人に確認したところ、半年ほど前からAが甲を占拠しているとのことであった。XはAに対して甲を明け渡すよう請求できるか。Xの請求の根拠として考えられるものを2つ以上挙げ、その請求の当否を論じなさい。

（設問2）甲を借りて8年目の時点で、Xは取引先の倒産によって資金難に陥り、それ以降、賃料の支払いが10か月間滞った状態にある。Yは、債務不履行を理由に本件契約を無催告解除したうえで、Yに対して直ちに甲を返還するよう請求できるか。

「 民事訴訟法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

以下の各小問に答えなさい。

- 1、証明責任の意義とその分配基準について説明しなさい。
- 2、法律上の事実推定がいかなる作用を有するかについて、占有継続の推定（民法186条2項）を例に説明しなさい。

2025年度
法務研究科 法務専攻（法科大学院）A日程 入学試験問題

「 商 法 」

〈45分〉

（注意：解答はすべて解答用紙に記入すること。）

次の文章を読み、後記〔設問1〕および〔設問2〕に解答しなさい。配点：各50点

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）は、その発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について取締役会の承認を要する旨の定款の定めを設けている、取締役会設置会社である。取締役には、A、BおよびCが就任しており、Aが代表取締役に選定されている。株主は、AならびにAの親族であるD、EおよびFである。
2. Bは、自己の住宅建築資金に充てるため、甲社から1億円の金銭を借りたいと思い、その旨をAに相談したところ、Aは、快くBの依頼に応じ、甲社取締役会において、その旨を提案した。当該Aの提案、審議および決議は、Bを除外した上でされ、貸付資金の使途、具体的な住宅建設地・住宅の設計・仕様、費用、および貸付金額等の情報に基づいた審議を経て、AおよびCの賛成のもと可決承認された（以下「本件取締役会決議」という。）。
3. Aは本件取締役会決議に基づき甲社を代表してBに対し1億円の貸付け（以下「本件貸付け」という。）を行った。

〔設問1〕 Bが本件貸付けについて返済を怠った場合、Dは、甲社に対し、Bに対する責任追及等の訴えを提起するよう請求することができるか。

〔設問2〕 3の事実の後ほどなくして、Aが甲社取締役会の決議を経ることなく甲社を代表してBの借入金債務を免除していた場合、Dは、甲社に対し、Bに対する責任追及等の訴えを提起するよう請求することができるか。